

平成25年度市町村公営企業決算の概要

平成 26 年 11 月 14 日
福島県総務部市町村財政課

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

1 事業規模

(1) 事業数・職員数

	事業数			25年度 構成比 (%)	職員数			25年度 構成比 (%)
	平成24年度	平成25年度	増減		平成24年度	平成25年度	増減	
1 法適用企業	67	67	0	24.4	3,190	3,203	13	86.9
(1) 上水道	39	39	0	14.2	731	698	△ 33	18.9
(2) 病院	9	9	0	3.3	2,346	2,392	46	64.9
(3) 下水道	11	11	0	4.0	98	97	△ 1	2.6
(4) その他(注1)	8	8	0	2.9	15	16	1	0.4
2 法非適用企業	212	208	△ 4	75.6	500	483	△ 17	13.1
(1) 簡易水道	32	31	△ 1	11.3	47	44	△ 3	1.2
(2) 市場	7	7	0	2.5	40	40	0	1.1
(3) 観光施設	13	11	△ 2	4.0	49	46	△ 3	1.2
(4) 宅地造成	35	35	0	12.7	31	31	0	0.8
(5) 介護サービス	8	7	△ 1	2.5	8	8	0	0.2
(6) 下水道	114	114	0	41.5	324	313	△ 11	8.5
(7) その他(注2)	3	3	0	1.1	1	1	0	0.0
合 計	279	275	△ 4	100.0	3,690	3,686	△ 4	100.0

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成。

2. 法非適用企業(7)その他は、電気、駐車場。

(特徴点)

事業数は、平成26年3月31日現在において、4事業減の275事業である。

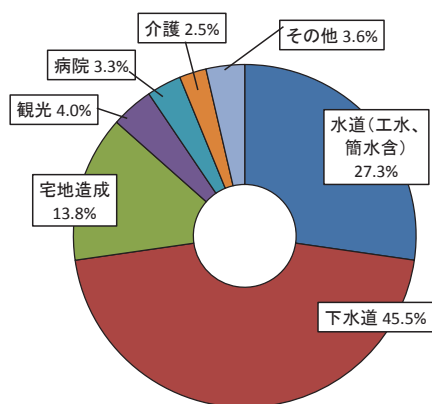
法適用企業については事業数の増減はない。

法非適用企業の(1)簡易水道事業での1事業減については上水道事業への統合によるものであり、(4)観光施設事業の2事業減及び(5)介護サービス事業の1事業減については、全て事業廃止によるものである。

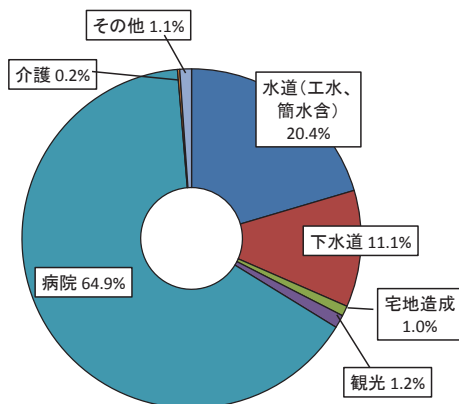
職員数は、法適用企業の(1)上水道事業で33名、法非適用企業の(6)下水道事業で11名の減となっており、その主な要因は機構改革による民間委託により人員が減となったものである。

法適用企業の(2)病院事業で46名の増となった要因については、病院機能の充実を図るため、理学療法士やリハビリテーション従事職員、仮設住宅訪問事務員等の補充を進めているためである。

事業数 275事業



職員数 3,686人



(2) 決算規模

(単位：百万円、%)

	平成24年度 (A)		平成25年度 (B)		増減額 (B) - (A) = (C)		対前年度伸率	
	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	(C) / (A)	建設投資額
1 法適用企業	115,159	22,805	125,417	24,506	10,258	1,701	8.9	7.5
(1) 上水道	56,220	15,836	58,730	13,004	2,510	△ 2,832	4.5	△ 17.9
(2) 病院	41,707	3,373	44,223	5,931	2,516	2,558	6.0	75.8
(3) 下水道	15,813	3,361	19,879	4,830	4,066	1,469	25.7	43.7
(4) その他	1,420	234	2,586	741	1,166	507	82.2	216.2
2 法非適用企業	76,305	23,451	82,184	26,157	5,879	2,706	7.7	11.5
(1) 簡易水道	5,397	1,825	5,812	2,467	415	641	7.7	35.1
(2) 市場	2,214	34	2,006	61	△ 208	27	△ 9.4	80.3
(3) 観光施設	1,430	301	1,361	87	△ 69	△ 214	△ 4.9	△ 71.1
(4) 宅地造成	4,439	1,498	7,739	4,866	3,300	3,368	74.4	224.8
(5) 介護サービス	417	0	388	0	△ 29	0	△ 6.9	-
(6) 下水道	62,050	19,792	64,493	18,676	2,443	△ 1,116	3.9	△ 5.6
(7) その他	358	0	386	0	27	0	7.6	-
合計	191,464	46,256	207,601	50,663	16,137	4,407	8.4	9.5

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成。

2. 法非適用企業(7)その他は、電気、駐車場。

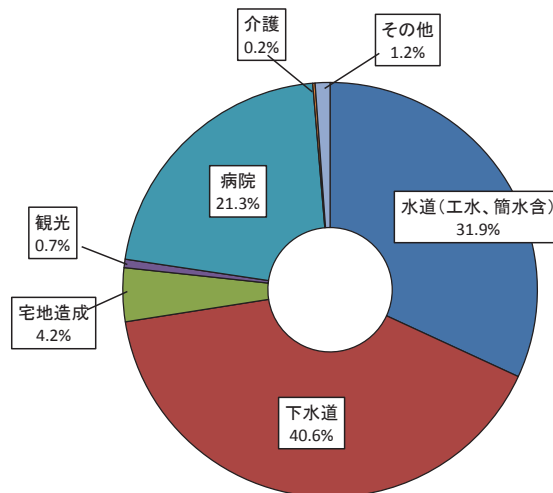
(特徴点)

決算規模は、全体で2,076.0億円で平成24年度に比べ161.4億円、8.4%の増加となり、3年連続の増加となった。事業別に見ると、法適用企業は全事業で増加しており、法適用企業全体では102.6億円の増加となった。法非適用企業においては、(1)簡易水道事業、(4)宅地造成事業、(6)下水道事業で平成24年度より増加しており、法非適用企業全体では58.8億円の増加となっている。

建設投資額別に見ると、平成24年度と比べ44.1億円、9.5%の増となっている。

これは、法適用企業(1)上水道事業において浄水施設統合事業が終了したことに伴う事業費の減があるものの、震災による災害復旧関係経費の増や、法非適用企業(4)宅地造成事業において工業団地開発事業が開始されたことにより大幅に増加したためである。

決算規模 2,076.0億円



2 全体の経営状況

(単位：事業数、百万円)

	平成24年度 (A)			平成25年度 (B)			差引 (B)-(A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字	(52) 6,650	(208) 4,360	(260) 11,010	(51) 7,891	(203) 3,356	(254) 11,246	△ 1 1,240	△ 5 △ 1,004	△ 6 236
赤字	(15) 1,725	(4) 342	(19) 2,067	(16) 2,112	(5) 59	(21) 2,171	1 387	1 △ 283	2 104
収支	(67) 4,925	(212) 4,018	(279) 8,943	(67) 5,779	(208) 3,296	(275) 9,075	0 853	△ 4 △ 722	△ 4 131

(注) 1. 上段 () は事業数

2. 事業数は決算対象事業数（供用開始前及び営業開始前の事業を除く。）であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。

(特徴点)

法適用企業と法非適用企業を合わせた公営企業全体の黒字事業は254事業で、事業数全体の92.4%を占めている。また、総収支は90.8億円の黒字であり、平成24年度に比べ1.3億円、1.5%の増加となり、15年連続で黒字となっている。

法適用企業の純損益は、57.8億円の黒字となっており、平成24年度に比べ8.5億円増加している。

法非適用企業の実質収支は、33.0億円の黒字となっているものの、平成24年度と比べ7.2億円減少している。

3 事業別の経営状況

(1) 法適用企業

法適用企業の損益収支の状況

(単位：百万円、%)

		純損益		累積欠損金	不良債務	
		純利益	純損失			
上水道事業	平成24年度 (A)	3,850	(33) 4,934	(6) 1,084	(7) 5,098	(0) 0
	平成25年度 (B)	5,614	(35) 6,538	(4) 924	(5) 5,354	(0) 0
	対前年比	B-A=C 1,765	1,604	△ 160	256	0
		C/A 45.8	32.5	△ 14.8	5.0	-
病院事業	平成24年度 (A)	1,137	(6) 1,508	(3) 370	(7) 13,187	(1) 235
	平成25年度 (B)	472	(4) 1,052	(5) 579	(7) 12,954	(1) 233
	対前年比	B-A=C △ 665	△ 456	209	△ 234	△ 2
		C/A △ 58.5	△ 30.2	56.5	△ 1.8	△ 0.8
下水道事業	平成24年度 (A)	△ 263	(6) 1	(5) 264	(5) 2,544	(0) 0
	平成25年度 (B)	△ 498	(6) 0	(5) 498	(5) 3,042	(0) 0
	対前年比	B-A=C △ 235	△ 0	234	498	0
		C/A 89.3	△ 46.8	89.0	19.6	-
その他事業	平成24年度 (A)	201	(7) 208	(1) 7	(1) 7	(0) 0
	平成25年度 (B)	189	(6) 300	(2) 111	(2) 111	(0) 0
	対前年比	B-A=C △ 11	92	103	103	0
		C/A △ 5.7	44.3	1,453.0	1,453.0	-

(注) 1. 上段 () は事業数

2. その他事業は、工業用水道、宅地造成。

3. 事業数は決算対象事業数（供用開始前及び営業開始前の事業を除く。）であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

(特徴点)

(1) 上水道事業においては、震災による料金収入の減収が回復傾向にあり、純利益が16.0億円増加したため、純損益額は、56.1億円、45.8%の増となっている。また、累積欠損金は、平成24年度より2.6億円増加した。

(2) 病院事業においては、公立病院改革プランの実施等により経営改善が図られており、純損益額が4.7億円となり、黒字となった。また、累積欠損金の額は、平成24年度より2.3億円減となった。なお、病院事業のうち、1事業が昨年度に引き続き不良債務を有している。

(3) 下水道事業においては、5.0億円の赤字となった。また、累積欠損金が平成24年度より5.0億円増加し、30.4億円となった。

(4) その他事業のうち、工業用水道事業では黒字となったものの宅地造成事業では赤字となり累積欠損金が1.1億円となった。

なお、経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている団体及び法非適用企業の実質収支が赤字の団体については、別紙のとおりである。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の実質収支の状況

(単位：百万円、%)

	平成24年度			平成25年度			収支差引 (B-A)	増減率
	黒字	赤字	収支(A)	黒字	赤字	収支(B)		
簡易水道	(32) 171	(0) 0	(32) 171	(31) 131	(0) 0	(31) 131	△ 1 △ 40	△ 23.2
観光施設	(10) 294	(3) 9	(13) 285	(8) 237	(3) 44	(11) 193	△ 2 △ 92	△ 32.3
宅地造成	(34) 379	(1) 333	(35) 46	(35) 396	(0) 0	(35) 396	0 350	758.3
下水道	(114) 3,439	(0) 0	(114) 3,439	(113) 2,497	(1) 0	(114) 2,497	0 △ 942	△ 27.4
その他(注)	(18) 78	(0) 0	(18) 78	(16) 95	(1) 15	(17) 79	△ 1 2	2.2
計	(208) 4,360	(4) 342	(212) 4,018	(203) 3,356	(5) 59	(208) 3,296	△ 4 △ 722	△ 18.0

(注) 1. 上段()は事業数

2. 事業数は決算対象事業数(供用開始前及び営業開始前の事業を除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. その他は、電気、市場、駐車場、介護サービス。

(特徴点)

実質収支全体では、33.6億円の黒字となり、15年連続の黒字となったものの、前年度対比で18.0%の減となった。赤字については、市場事業で1事業、観光施設事業で3事業、下水道事業で1事業の計5事業で、計0.6億円の赤字となっているが、下水道事業については該当団体内の農業集落排水事業で赤字になっているものの、他の下水道事業(公共、特定環境等)で黒字となっており、団体としては黒字となっている。

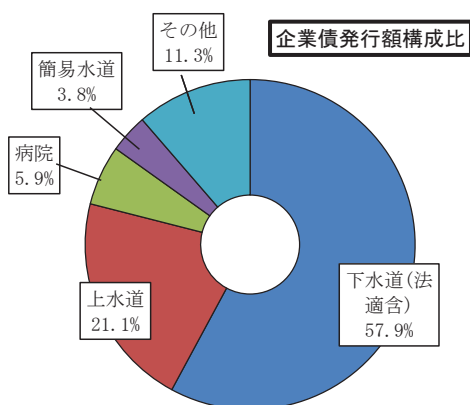
4 企業債の状況

(1) 企業債発行額

(単位：百万円、%)

	平成24年度	平成25年度	増減額	対前年度伸率
企業債発行額	19,855	35,431	15,577	78.5
下水道(法適合)	12,309	20,507	8,198	66.6
上水道	3,657	7,475	3,818	104.4
病院	2,181	2,088	△ 93	△ 4.3
簡易水道	1,011	1,342	331	32.7
その他	695	4,019	3,323	478.0

注) 1. その他は工業用水道、観光施設、宅地造成。

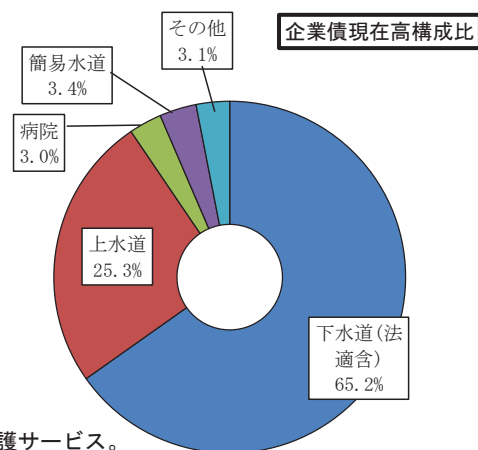


(2) 企業債現在高

(単位：百万円、%)

	平成24年度	平成25年度	増減額	対前年度伸率
企業債現在高	678,651	655,683	△ 22,968	△ 3.4
下水道(法適合)	440,871	427,520	△ 13,351	△ 3.0
上水道	176,568	166,001	△ 10,567	△ 6.0
病院	19,929	19,792	△ 137	△ 0.7
簡易水道	23,578	22,229	△ 1,349	△ 5.7
その他	17,705	20,141	2,436	13.8

注) 1. その他は工業用水道、宅地造成、市場、観光施設、駐車場、介護サービス。



(特徴点)

(1) 企業債発行額は、平成24年度より155.8億円、78.5%増の354.3億円となった。

増加の主な要因としては、上水道事業及び下水道事業において繰上償還に伴う特定被災地方公共団体借換債が増加したこと、宅地造成事業において工業団地開発事業による借入が行われたことによるものである。

(2) 企業債現在高は、平成15年度をピークに減少傾向となっており、平成25年度は6,556.8億円で、平成24年度に比べ229.7億円、3.4%減少している。

5 地方公営企業への他会計繰入金の状況

(単位：百万円)

事業名	収益的収支への繰入				資本的収支への繰入				合計			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	実繰入額	うち基準額	実繰入額	うち基準額	実繰入額	うち基準額	実繰入額	うち基準額	実繰入額	うち基準額	実繰入額	うち基準額
1 法適用企業	10,462	8,227	9,878	7,768	5,719	3,531	6,709	3,546	16,180	11,758	16,587	11,314
(1) 上水道	1,786	540	1,746	548	1,436	937	2,502	1,384	3,222	1,476	4,248	1,932
(2) 病院	3,671	3,333	3,564	3,156	2,759	2,427	2,123	1,919	6,431	5,760	5,687	5,075
(3) 下水道	4,626	4,347	4,183	4,060	1,495	150	2,057	238	6,121	4,498	6,240	4,299
(4) その他(注1)	378	7	384	3	28	17	27	5	406	23	412	8
2 法非適用企業	15,918	13,774	14,454	12,924	12,976	3,906	14,397	4,136	28,894	17,680	28,851	17,061
(1) 簡易水道	788	626	765	621	1,258	749	1,292	741	2,046	1,376	2,057	1,361
(2) 市場	374	264	324	308	582	345	630	363	956	609	954	671
(3) 観光施設	173	0	167	0	207	0	32	0	380	0	199	0
(4) 宅地造成	369	0	360	0	1,673	1	1,976	1	2,043	1	2,337	1
(5) 介護サービス	21	1	20	0	78	0	54	0	99	1	74	0
(6) 下水道	14,145	12,883	12,779	11,995	9,066	2,810	10,298	3,031	23,210	15,693	23,077	15,027
(7) その他(注2)	47	0	39	0	112	0	115	0	159	0	154	0
合計	26,379	22,001	24,332	20,692	18,695	7,437	21,106	7,683	45,074	29,437	45,438	28,375

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成。

2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場、電気。

(特徴点)

他会計繰入金は、収益的収支では243.3億円、資本的収支では211.1億円で、合計454.4億円となり、平成24年度から3.6億円増加している。

事業別に見ると、下水道事業(法適用企業、法非適用企業)が最も多く、次いで病院事業、上水道事業(簡易水道事業含む)となっている。

6 まとめ

地方公営企業は、上下水道や病院の経営をはじめとして、日常生活と密接に関わっている欠くことのできないサービスの提供を行っているところであるが、住民のニーズの高度化・多様化、高齢化の進展等に伴う社会経済情勢の変化等により、経営環境は厳しい状況が続いている。

事業数が平成24年度より4事業減の275事業となった一方で、決算規模は平成23年度より3年連続で増加し、平成25年度は平成24年度に比べ161.4億円増、率にして8.4%増の2,076.0億円となっている。

公営企業全体としての収支は90.8億円と15年連続の黒字であり、震災の影響により大幅に減少した平成23年度以降で最も回復したが、ほとんどの事業で一般会計からの基準外繰入金によって収支の均衡を図っているところであり、実際の経営は厳しい状況にある。

このような状況下、地方公営企業においては、平成21年度に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」及び平成26年度予算から適用された「会計基準の見直し」などを踏まえるとともに、5年ぶりに見直された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け)に基づき、今後とも、経営体質の抜本的・集中的改革に取り組み、より一層経営の健全化を図る必要がある。

担当：主幹兼副課長 深谷 一夫
電話：024-521-7305 (内線 2217)

《別紙》平成25年度において、法適用企業については、経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている団体、法非適用企業については、実質収支が赤字の団体

1 法適用企業

(単位:千円)

事業	団体名	経常損失			純損失			累積欠損金			不良債務		
		平成24年度	平成25年度	増減額	平成24年度	平成25年度	増減額	平成24年度	平成25年度	増減額	平成24年度	平成25年度	増減額
上水道	本宮市	8,364		△ 8,364	6,453		△ 6,453	117,979		△ 117,979			0
	会津美里町	26,138	57,512	31,374	26,812	58,394	31,582	572,246	630,640	58,394			0
	矢吹町		9,504	9,504		9,742	9,742			0			0
	浅川町	29,864	32,113	2,249	29,887	32,118	2,231	140,175	173,390	33,215			0
	浪江町	166,769		△ 166,769	192,332		△ 192,332	373,278	52,697	△ 320,581			0
	福島地方水道用水供給企業団	44,336		△ 44,336	44,336		△ 44,336	1,594,145	1,458,148	△ 135,997			0
	双葉地方水道企業団	808,715	253,767	△ 554,948	784,558	823,819	39,261	2,215,370	3,039,189	823,819			0
	相馬地方広域水道企業団			0			0	84,986		△ 84,986			0
	小計	1,084,186	352,896	△ 731,290	1,084,378	924,073	△ 160,305	5,098,179	5,354,064	255,885	0	0	0
病院	いわき市(磐城共立病院)			0			0	5,692,600	4,994,948	△ 697,652			0
	南相馬市(総合病院、小高病院)	268,306	317,272	48,966			0			0			0
	猪苗代町(猪苗代病院)	122,973	97,969	△ 25,004	122,973	97,969	△ 25,004	203,012	300,981	97,969			0
	三春町(三春病院)	87,522	87,668	146	87,522	87,668	146	353,175	440,843	87,668			0
	公立藤田総合病院組合		58,526	58,526		58,032	58,032	2,040,849	2,098,881	58,032			0
	公立岩瀬病院企業団	89,642	236,950	147,308	159,642	316,950	157,308	1,995,235	2,312,185	316,950			0
	公立小野町地方総合病院企業団			0			0	592,629	477,177	△ 115,452			0
	相馬方部衛生組合	6,565	163,910	157,345		18,827	18,827	2,309,944	2,328,771	18,827	235,396	233,423	△ 1,973
	小計	575,008	962,295	387,287	370,137	579,446	209,309	13,187,444	12,953,786	△ 233,658	235,396	233,423	△ 1,973
宅地造成	泉崎村		102,464	102,464		102,464	102,464	102,464	102,464				0
	三春町	7,122	8,138	1,016	7,122	8,138	1,016	7,122	8,138	1,016			0
	小計	7,122	110,602	103,480	7,122	110,602	103,480	7,122	110,602	103,480	0	0	0
下水道	郡山市(公共)	551,759	593,773	42,014			0			0			0
	郡山市(特環)		1,394	1,394			0			0			0
	郡山市(農集排)		22,824	22,824			0			0			0
	南相馬市(公共)	3,048	35,674	32,626	234,990	397,644	162,654	1,745,328	2,142,972	397,644			0
	南相馬市(特環)			0	1,216	68,667	67,451	219,195	287,862	68,667			0
	三春町(公共)	15,331	18,740	3,409	14,159	17,368	3,209	246,850	264,218	17,368			0
	三春町(農集排)	12,111	12,652	541	12,092	12,634	542	305,358	317,992	12,634			0
	三春町(個排)	1,090	1,692	602	1,090	1,692	602	27,418	29,110	1,692			0
	小計	583,339	686,749	103,410	263,547	498,005	234,458	2,544,149	3,042,154	498,005	0	0	0
合計	2,249,655	2,112,542	△ 137,113	1,725,184	2,112,126	386,942	20,836,894	21,460,606	623,712	235,396	233,423	△ 1,973	

2 法非適用企業

(単位:千円)

事業	団体名	実質収支の赤字		
		平成24年度	平成25年度	増減額
市場	郡山市	0	15,287	15,287
	小計	0	15,287	15,287
観光	須賀川市(休養宿泊)	9	0	△ 9
	田村市(休養宿泊)	3,021	37,869	34,848
	檜枝岐村(休養宿泊)	0	881	881
	檜枝岐村(索道)	5,866	4,960	△ 906
小計	8,896	43,710	34,814	
宅地造成	南相馬市	332,909	0	△ 332,909
	小計	332,909	0	△ 332,909
下水道	南会津町(農集排)	0	296	296
	小計	0	296	296
合計		341,805	59,293	△ 282,512

地方公営企業関係用語説明

法適用企業	地方公営企業法の適用を受ける企業 ・法定事業(当然適用)：水道事業、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業 ・財務規定等のみ当然適用：病院事業 ・その他、条例により法の全規定又は財務規定等を適用できる(任意適用)。原則として、経常的経費の70～80%程度を料金等の経常的収入で賄うことのできる事業。 経理は、企業会計(複式簿記)	
法非適用企業	地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業 ・公営企業のうち、法定事業、病院事業及び任意に法を適用した事業を除いた事業 ：下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等 経理は、官公庁会計(単式簿記)	
決算規模(支出)	当該年度の現金ベースでの支出額を表す。 法適用企業：総費用－減価償却費＋資本的支出 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金	
法適用関係	収益的収入・支出	その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行われる。 収益的収入：①サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」 ②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」 ③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」 収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」 ②支払利息等の「営業外費用」 ③固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」
	資本的収入・支出	効果が次期以上に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入。 資本的支出：建設改良費、企業償還金(元金)、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの 資本的収入：企業債、固定資産売却代金(売却益は除く)、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるもの
	総収支(純利益)	総収益(＝営業収益＋営業外収益＋特別利益)－総費用(＝営業費用＋営業外費用＋特別損失)
	経常収支(経常損益)	経常収益(＝営業収益＋営業外収益)－経常費用(営業費用＋営業外費用)
	累積欠損金	営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんできなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、より一層の収益性の向上を図ることが求められる。
	不良債務	＝流動負債－(流動資産－翌年度に繰り越される支出の財源充当額)＞0 流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その上回る額をいう。これが発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。不良債務をもって赤字の状況判断の基準としているのは、損益収支において黒字であっても、資本収支において資金不足を生じる場合があるが、不良債務によれば損益・資本両収支の資金繰りの状況を把握できるため。
	経常収支比率(%)	＝(経常収益÷経常費用)×100 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものである。この比率が高いほど、経常利益率が良いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。
	営業収支比率(%)	＝(営業収益－受託工事収益)÷(営業費用－受託工事費用)×100 営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すものである。この比率が高いほど、営業利益率が良いことを表し、これが100%未満であることは営業損失が生じていることを意味する。
	累積欠損金比率(%)	＝累積欠損金÷(営業収益－受託工事収益)×100 累積欠損金が年間営業収益の何%になっているかを示すものであり、企業経営の悪化の度合いを表し、この比率が高率なほど企業の損益収支の内容が悪化していることを示すものであり、早急に経営改善を図る必要がある。
	不良債務比率(%)	＝不良債務÷(営業収益－受託工事収益)×100 不良債務が年間営業収益の何%になっているかを示すものであり、収益的収支における赤字だけでなく、資本的収支の赤字まで含めて全体でどのくらいの資金不足の状況にあるかを表す。
法非適用関係	収益的収支 資本的収支 実質収支 繰上充用金	法非適用企業について、想定企業会計により収益的収支と資本的収支に区分したものの。 実質収支 実質収支＝(総収益－総費用)＋(資本的収入－資本的支出)－積立金＋前年度からの繰越金－前年度繰上充用金＋収益的収支に充てた地方債＋収益的収支に充てた他会計繰入金 繰上充用金 地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額